



一般社団法人日本スクエアダンス協会 北海道支部  
第4回ライセンスホルダー研修会  
第4回スクエアダンス実技指導者ライセンス検定会

期日 2026年 2月15日(日)  
会場 札幌市手稲区民センター 3階 視聴覚室  
主催 一般社団法人日本スクエアダンス協会 ライセンス委員会  
主管 北海道統括支部ライセンス委員会

【日程】

	ライセンスホルダー研修会	ライセンス検定会
9:00	8:45 開場 準備・受付 オリエンテーション 相互研修	
10:00		
11:00		
12:00	終了 / 退去	
13:00		準備・受付 オリエンテーション
14:00		面接試験 筆記試験 実技試験
15:00		
16:00		終了 / 退去

【参加申込】

参加・受験申込書に必要事項を記入し、  
郵送またはE-mail にてお送り下さい。  
同時に所定の参加費、受験料を指定  
口座にお振込みください。入金確認後  
「受理票」、「受験票」を郵送します。  
参加・受験料は次ページに示します。

【申込締切】

2025年 1月28日(土)

【申込先及び問合せ先】

山本一幸 〒002-8071  
札幌市北区あいの里1条3丁目7-10  
TEL:011-778-9715  
E-mail: callerikko@sky.dti2.ne.jp

【送金先】

ゆうちょ銀行  
口座名義 ヤマモト カズユキ  
記号 19010 番号 36689771

参 加・受 験 申 込 書

\*次に記入いただく個人情報の取り扱いについて、本研修会の運営目的以外には一切使用いたしません。

ふりがな 氏名		男 女	所属団体
住所	〒	電話番号	
会員番号	DB登録番号		ライセンス登録番号
第3回実技指導者ライセンス検定会	<input type="checkbox"/> 受験します	<input type="checkbox"/> 受験しません	
ライセンス検定受験種目／層別	種目 :	* 検定試験受験者 のみ記入してください	
	層別 :		
第3回ライセンスホルダー研修会	<input type="checkbox"/> 参加します	<input type="checkbox"/> 参加しません	

上記の通り参加、受験を申し込みます。

参加費 \_\_\_\_\_ 円を \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に、指定の口座に振り込みました。  
年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
氏名 \_\_\_\_\_

ライセンス検定会 受験料 :

種目・種別	受験料	種目・種別	受験料	種目・種別	受験料
SDコーラーコーチ	3,000円	SDシニアコーラー	2,000円	SDコーラー	1,000円
RDインストラクターコーチ		RDシニアインストラクターコーチ		RDインストラクター/キュア	
CWDインストラクターコーチ		WDシニアインストラクターコーチ		CWDインストラクター	

\*ただし、日連指導者資格とS協ライセンスの両方を保持する者の受験料は1,000円とする。

ライセンスホルダー研修会 参加費 :

2,000円 ただし、検定受験者は 1,000円 \*昼食は各自でご準備ください。

「別表—3」

最終改定 2021/9/4

実技指導者ライセンス 検定 及び 登録 基準

層別	1	2	3
条件	SD コーラーコーチ	シニアコーラー	コーラー
	RD インストラクター コーチ	シニアインストラクター	インストラクター/キュア
	CWD インストラクター コーチ	シニアインストラクター	インストラクター
受験資格	一般社団法人日本スクエアダンス協会 普通会員		
ダンス経験年数	5年以上	3年以上	2年以上
コール等 指導経験年数	3年以上	2年以上	
検定受験 申請	基準を満たした者 申請書 DATABASE登録 受験料納付		
ライセンス 登録	検定試験合格者 申請書 登録料納付	検定試験合格者 申請書 登録料納付	検定試験合格者 申請書 登録料納付
提出先	検定受験申請は統括支部ライセンス委員会、ライセンス登録はS協ライセンス委員会		
ライセンス章	ゴールド	シルバー	ブロンズ

- 1) 上記の基準は、検定受験申請時の基準とし、検定受験は層別 3 からの進級方式とする。
- 2) ライセンス登録の申請期限は、検定試験合格後 3年間とする。
- 3) 筆記試験、実技試験のいずれか合格後、3年間有効とする。
- 4) 規程第21条 1項 (5)号に定める、日連指導者資格保持者の処遇については、別に定める「書類審査」及びライセンス登録料の納付を以て行なう。
- 5) 日連指導者資格保持者は、実技指導者ライセンス登録申請及び登録更新申請の際には、保持を証明する資料を添付すること。